

消費者庁における消費者教育の取組

平成28年5月24日

消費者庁
消費者教育・地方協力課

○消費者教育推進法

消費者教育の推進に関する法律の概要

目的(第1条)	国と地方の責務と実施事項	
	国	地方公共団体
定義(第2条) 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動	責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
『消費者市民社会』 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会	財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
基本理念(第3条) ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援	基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
体系的推進　・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進　・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に意見 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に意見 構成 ～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
消費者団体(努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	義務付け(国・地方) ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)	努力義務(国および地方) ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条) (検討)(附則) ○法律の施行後5年を目途として、施行状況に検討を加え、必要がある場合には所要の措置を講ずる。

○消費者教育推進基本方針

消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

平成25年度～29年度の5年間
平成25年6月28日閣議決定 国・地方、多様な担い手の指針

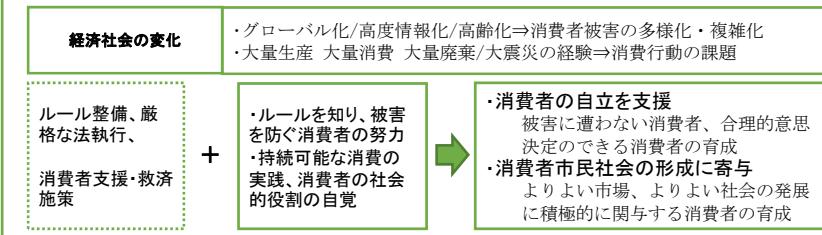
- 消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)
○内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

○基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

- 基本方針の方向=誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進
○手段=幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成
担い手間の連携、情報共有の促進

I 消費者教育の推進の意義



II 消費者教育の推進の基本的な方向

- 消費者教育の体系的推進 領域・段階ごとに目標を設定
情報の「見える化」⇒多様な担い手が共有



- ・消費者の特性・場の特性に応じた方法で実施
若年者の被害防止・成年年齢引下げに向けた環境整備の観点等から、高等学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む
・消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供

- 国からの地方支援 財政支援、情報提供による支援

○各主体の役割と連携・協働

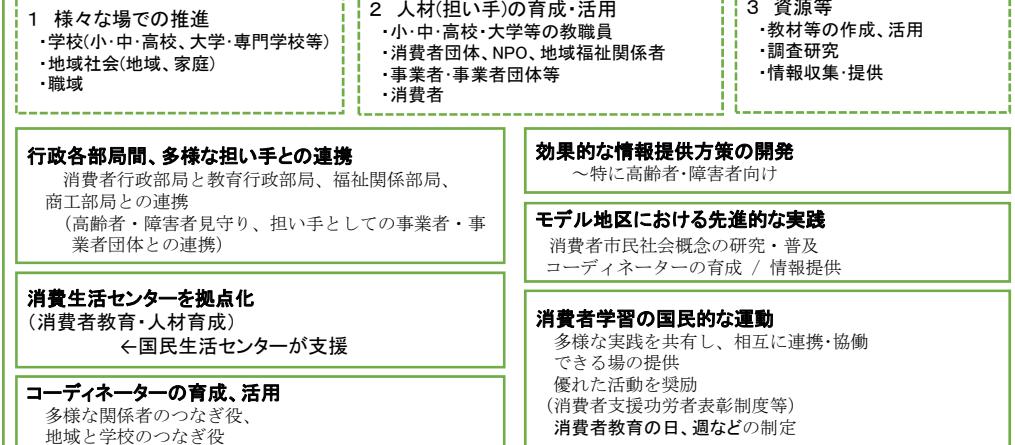
- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者団体

地域における多様な主体間のネットワーク化(消費者教育推進地域協議会)

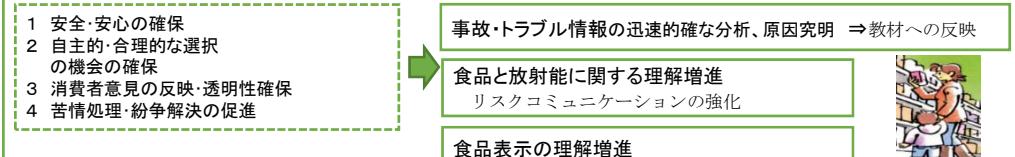
○環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進

連携・展開による相乗効果・教材等のコンテンツの共通化など

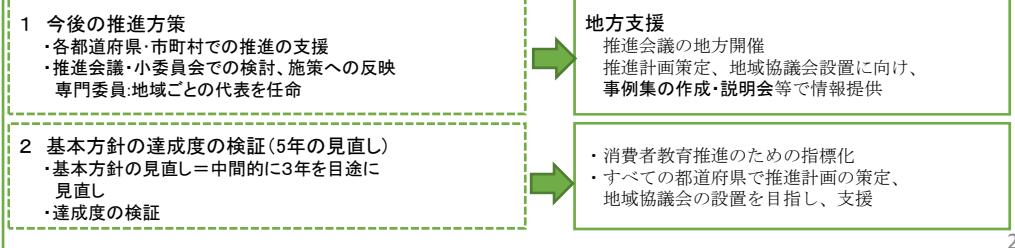
III 消費者教育の推進の内容



IV 関連する他の消費者施策との連携



V 今後の消費者教育の計画的な推進



○消費者教育の体系イメージマップ

Ver.1.0

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
					特に若者	成人一般	特に高齢者
各期の特徴 重点領域 消費者市民社会の構築	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持つ	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあつたら身近な人に伝えよう	困ったことがあつたら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え方適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう 契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう 生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう 支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
情報とメディア	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう 支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう 支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

○ 国及び地方における消費者教育の推進(1)

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で
消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進。

【背景】

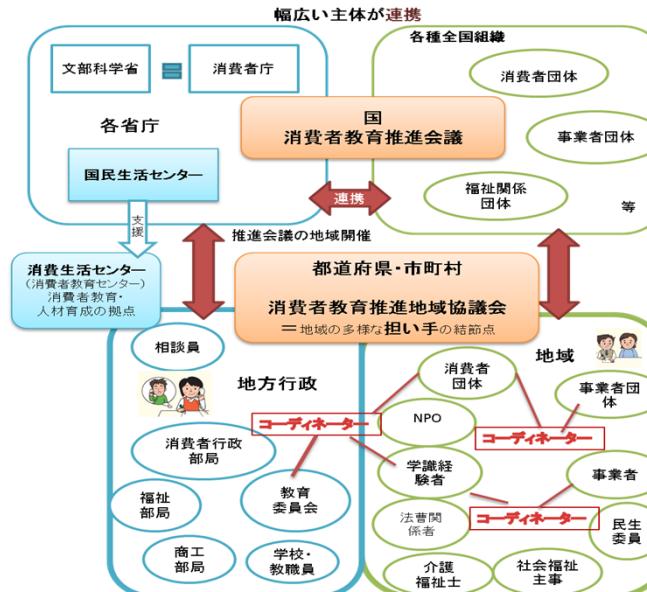
- ・消費者が自主的かつ合理的に選択・行動でき、社会の一員として積極的に関与することが必要。
 - ・幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な取組の推進が必要
 - ・**消費者教育推進法**、「消費者教育の推進に関する**基本的な方針**」に基づき総合的・体系的に推進

【具体的取組】

- ・消費者教育の担い手に対し、国、地方公共団体及び**国民生活センター等において、研修**を実施
 - ・小・中・高等学校における学習指導要領の周知・徹底、**学習指導要領の改訂**に向けた検討
 - ・高等学校段階までに消費者として主体的に判断、責任を持って行動できるような能力を育むための取組の推進
 - ・地方公共団体における**消費者教育推進計画**の策定及び**消費者教育推進地域協議会**の設置
 - ・消費生活センターの消費者教育の拠点化、コーディネーターの育成

【目標、KPI】

- ・消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の 設置状況
 - ・消費者教育を受ける機会(研修、講座等)の充実度、参加者の満足度



【工程表】

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系統的に、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
地域における消費者教育推進のための体制の整備	国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携、協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】	消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組の支援【消費者庁、関係省庁等】	地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】	国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の設置状況 ・手法等の検討状況 ・研修実施状況 	

○国及び地方における消費者教育の推進(2)

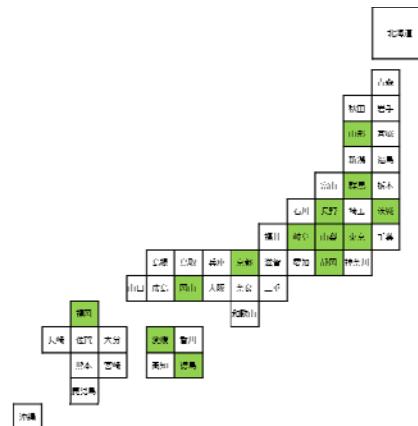
都道府県・市町村消費者教育推進計画策定状況(第10条)及び消費者教育推進地域協議会設置状況(第20条)

計画は31都道府県10政令市で策定済、協議会は42都道府県12政令市で設置(平成28年4月現在)

⇒(目標)全都道府県・政令市で計画策定・協議会設置(地方消費者行政強化作戦(平成27年3月))

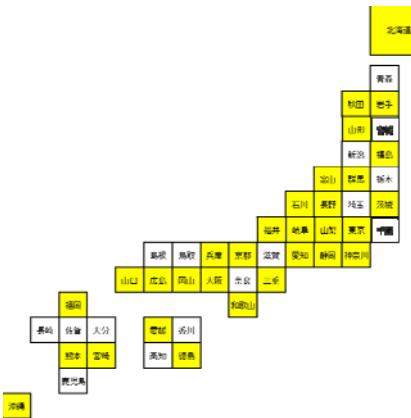
平成26年10月時点

▽ 推進計画策定

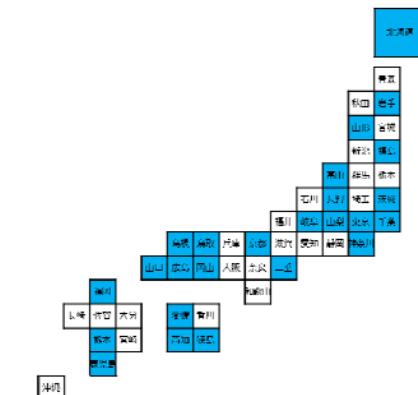


平成28年4月時点

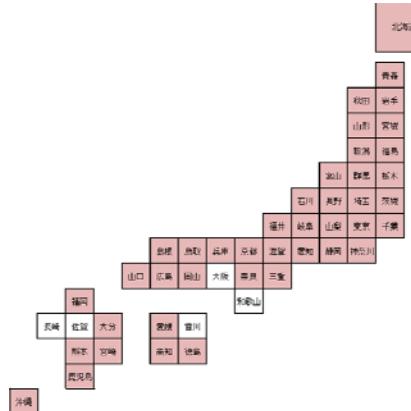
▽ 推進計画策定



▽ 協議会設置



▽ 協議会設置



○国及び地方における消費者教育の推進(3)

国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラム

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施。事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を公表し、全国的な波及・展開を目指す。

平成27年度消費者教育関連テーマ

- II. 消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)
○多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進

平成27年度(33事業)

北海道	札幌市	消費者教育カタログ化事業
宮城県	石巻市	生産地の正確な情報発信による風評被害を解決するための食育体験プログラム
山形県	山形県	大学と地域の協働による“高齢者を守るプロジェクト”による消費者教育 ～地域高齢者を大学・学生・地域みんなで見守り、詐欺的被害を減らすために～
山形県	山形県	消費者市民と企業市民の協働事業 「チームやまがた暮らし見守りたい！」養成事業
山形県	山形県	消費生活協同組合との協働事業 消費生活サポートを活用した消費生活協同組合との協働事業による体系立った消費者教育と草の根啓発活動
福島県	福島県	小学生の絵手紙を活用した消費者教育推進プロジェクト
福島県	福島県	新聞記事掲載による消費者教育の展開及び インターネット利用促進
福島県	福島県	消費者教育強化月間事業
福島県	福島県	消費者の特性に配慮した消費者市民社会の概念の普及DVD作成
福島県	福島県	消費者力養成講座(消費者市民社会概念普及のための担い手育成)
福島県	福島県	親子で学ぶ消費・金融教室
千葉県	千葉県	消費者教育の担い手育成事業
富山県	富山県	元気な高齢者への情報提供モデル事業

富山県	富山県	多様な主体による消費者問題対応推進事業
富山県	富山県	非常食のローリングストック法を活用した「消費者市民社会の形成」への理解促進
岐阜県	岐阜市	子どものための消費者教育講座(中学校対象)
静岡県	静岡県	ふじのくに非常時(災害時)消費者教育推進事業
静岡県	浜松市	消費者教育教員支援プログラムの開発
愛知県	名古屋市	消費者市民社会普及事業
京都府	京都市	フェアトレードをきっかけとした京都らしさをいかした消費者教育推進事業
兵庫県	兵庫県	特別支援学校における消費者教育の推進
兵庫県	兵庫県	教育委員会等との協働による消費者教育コーディネーター養成事業
兵庫県	神戸市	「神戸消費者力研究機関」の設立 (愛称:神戸コインズ：“KOBE COnsumers' power INSTITUTE”)
兵庫県	淡路市	安全な消費生活を営めるよう、地域での消費者教育の担い手の拡充と育成を図る拠点づくり
鳥取県	鳥取県	「エシカル消費」普及啓発事業
岡山県	岡山県	消費者教育コーディネーター人材養成事業
岡山県	岡山県	幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業
徳島県	徳島県	消費生活コーディネーターによる企画・提案型プロジェクト事業
徳島県	徳島県	“消費生活クロスロード”を活用した消費者力地域波及プロジェクト
徳島県	徳島県	「エシカル消費」推進プロジェクト
熊本県	熊本県	消費者教育プログラム開発事業
熊本県	熊本県	障害者等に対する消費者教育教材等の作成事業
熊本県	熊本市	高校・大学生指導者用教材作成事業

○消費者教育ポータルサイト

消費者庁、関係府省、関係機関及び地方公共団体が作成した教材等を**消費者教育ポータルサイト**に掲載(平成28年3月25日にリニューアル)

消費生活に関する教育のヒントが満載！

→ サイトマップ → 消費者庁トップページへ RSS登録

文字サイズ 標準 大 特大

消費者教育ポータルサイト

当サイトについて 検索 消費者教育関連情報 掲載 お問合せ

消費者教育ポータルサイトとは

「消費者教育ポータルサイト」は、消費者教育に関する様々な情報を提供するサイトです。

学校や社会の様々な場面で消費者教育を実施したいと考えている方や自学されている方が、教材、講座、取組の情報を検索したり、掲載したりすることができます。

検索

消費者教育に関する教材、講座、取組を検索したい方はこちらから

↓ 消費者教育の体系イメージマップ検索
ライフステージ（幼児期～高齢者）とジャンル（重点領域）の組み合わせから、相応しい教材、講座、取組を検索します

↓ フリーワード検索

条件絞り込みで探す

↓ 「消費者教育の扱い手向けナビゲーション」からの情報検索
自分の立場（あなたは？）、相手の立場（誰に？）、使う場所（どこで？）といった質問に答えていくことで、教材、講座、取組を検索します

↓ 消費生活センターの規模別・機能別情報検索

掲載

消費者教育に関する教材、講座、取組を掲載したい方はこちらから

↓ 「教材」の登録フォーム
「教材情報の入力にあたってのご注意」「記入の手引き」を御確認の上、登録を行ってください

↓ 「講座」の登録フォーム
「講座情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください

↓ 「取組」の登録フォーム
「取組情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください

＜お知らせ＞
「講座」「取組」については掲載期限が設定できます。実施期間が決まつ

消費者教育ポータルサイトとは

消費者教育を担う講師、学校の教職員、専門家、地域住民と関わりのある者を主な利用者として置かれた消費者教育の教材・サービス等の情報検索サイト。国や地方公共団体、消費者団体、事業者団体等から情報等が提供され、消費者教育の教材が約795件、取組が約300件、講座が約603件登録されている(2016年3月末時点)。

同サイトで「多重債務」をキーワード検索すると、70件の教材が紹介される。

○消費者教育ポータルサイト

「多重債務」での検索結果

ホーム > 検索 > 検索結果一覧

検索結果一覧

計70件の情報が見つかりました。 検索キーワード：多重債務

教材(70件) 活動(0件) 受取(0件)

ソート順：更新日付 削除生産 アクセス数

[前へ] 1 2 3 [次へ]

生活の管理と契約 情報とメディア 高校 若者 成人 高齢

基礎から学べる金融ガイド

金融①

主に一般社会人を対象に、生活中必要な金融の知識と判断力を身につけていただくことを目的として作成したものの「新たな金融トラブルの発生、金融制度の改正等を踏まえ、必要に応じて」であり、セミナー・出版講座等でも配布・紹明できる資料

生活の管理と契約 成人

苦みはリッヂ？－多重債務に陥らないために－【指導書】

金融庁発中央教科書会
多重債務防止のための教材の指導書

生活の管理と契約 情報とメディア 高校 若者

甘とつ！苦としや

岐阜県

最近のインターネットトラブルをはじめ、代表的な消費者トラブルの事例をわかりやすく紹介し、契約、クーリング・オフ、消費者契約法の説明と解決策、相談窓口を案内

生活の管理と契約 情報とメディア 高校 若者

CONSUMER'S EYE ~消費者の眼 (学生・新社会人編)~

福島県生活消費情報生活情報

若者を対象とした消費者教育副読本。インターネットトラブル、購買商法、契約トラブル、クレジットと金融問題、契約と関連法、クーリング・オフについてわかりやすく説明。

生活の管理と契約 高校 若者 成人

多重債務にならないために

熊本県 熊本生活情報消費生活課

多重債務問題の調査用リーフレット。自己破産申立て手順の概要、消費者金融と銀行などの利息の比較、グレーゾーン金利、債務整理の方法、相談窓口一覧

生活の管理と契約 中学

契約って何だろう？

東京都

自分が儲いてお金を手に入れて使うようになる前に、是非知りたい、契約やクレジットカード、乗車券などについて学べる内容。

○消費者教育に関する今後の取組

＜第二期消費者教育推進会議(平成27年7月～)における検討事項＞

(1)「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の見直しに 向けた論点整理

- ・平成29年6月までに、基本方針の見直しに向けた論点を整理。

(2)社会情勢等の変化に対応した課題

- ①学校における消費者教育の充実方策について
- ②若年者への消費者教育(成年年齢引下げに向けた環境整備)の充実
- ③消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進
- ④高齢者等への対応
- ⑤関係者との連携・協働

＜第二期消費者教育推進会議(平成27年7月～)委員＞

東 珠 実 桜山女学園大学現代マネジメント学部教授
飯 泉 嘉 門 徳島県知事
○大 竹 美 登 利 東京学芸大学教育学部教授
尾 嶋 由 紀 子 (公社)全国消費生活相談員協会広報部長
尾 上 浩 一 (公社)日本PTA全国協議会特任業務執行理事
柿 沼 トミ子 全国地域婦人団体連絡協議会会長
河 野 恵 美 子 (一社)消費者市民社会をつくる会会員
齊 藤 秀 樹(公財)全国老人クラブ連合会常務理事
佐 分 正 弘(公社)消費者関連専門家会議顧問
島 田 広 弁護士

清 家 久 樹 神戸市市民参画推進局市民生活部長
曾我部 多 美 東村山市立回田小学校校長
高山 靖 子 株式会社資生堂顧問
出口 貴美子 出口小児科医院院長
富 岡 秀 夫(公財)消費者教育支援センター専務理事
◎西 村 隆 男 横浜国立大学教育人間科学部教授
長谷川 敦 子 三重県教育委員会事務局高校教育課長
古 谷 由 紀 子 サステナビリティ消費者会議代表
堀 内 壽 夫 松山市立久米中学校校長
吉 國 真 一 金融広報中央委員会会長